

下野市

災害時等における避難者の 相互受入れに関する覚書を 締結しました

上三川町

市では、2月12日に上三川町と、大規模な水害時等に市指定避難所へ避難することができない場合、対象施設に緊急避難できることを覚書として取り交しました。対象地区及び施設は下記のとおりです。

■上三川町民が下野市へ避難する場合
上三川町大字鞘堂(鞘堂自治会)の一時避難所

名称及び所在地	電話
グリムの館 下古山747番地	(52) 1180
古山小学校 下古山三丁目1番地9	(52) 1132

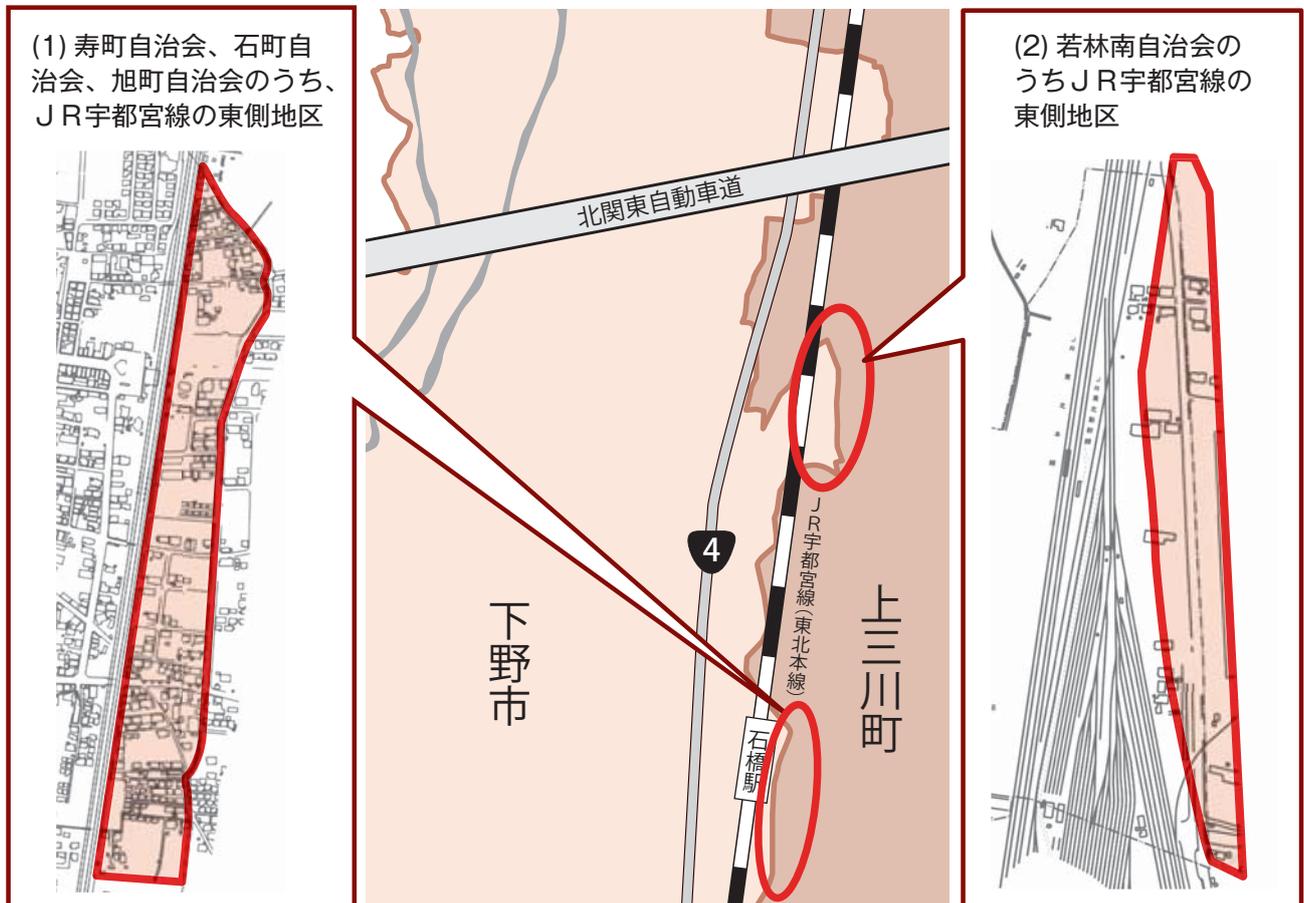
■下野市民が上三川町へ避難する場合

(1)下野市石橋の一部及び下石橋の一部(寿町自治会、石町自治会、旭町自治会のうち、J R宇都宮線の東側地区)の一時避難所

名称及び所在地	電話
明治南小学校 上三川町大字多功1412番地	(53) 0237

(2)下野市下古山の一部(若林南自治会のうち、J R宇都宮線の東側地区)

名称及び所在地	電話
明治小学校 上三川町大字大山524番地	(53) 0070



■問い合わせ先 安全安心課 ☎(40) 5 5 5 5